

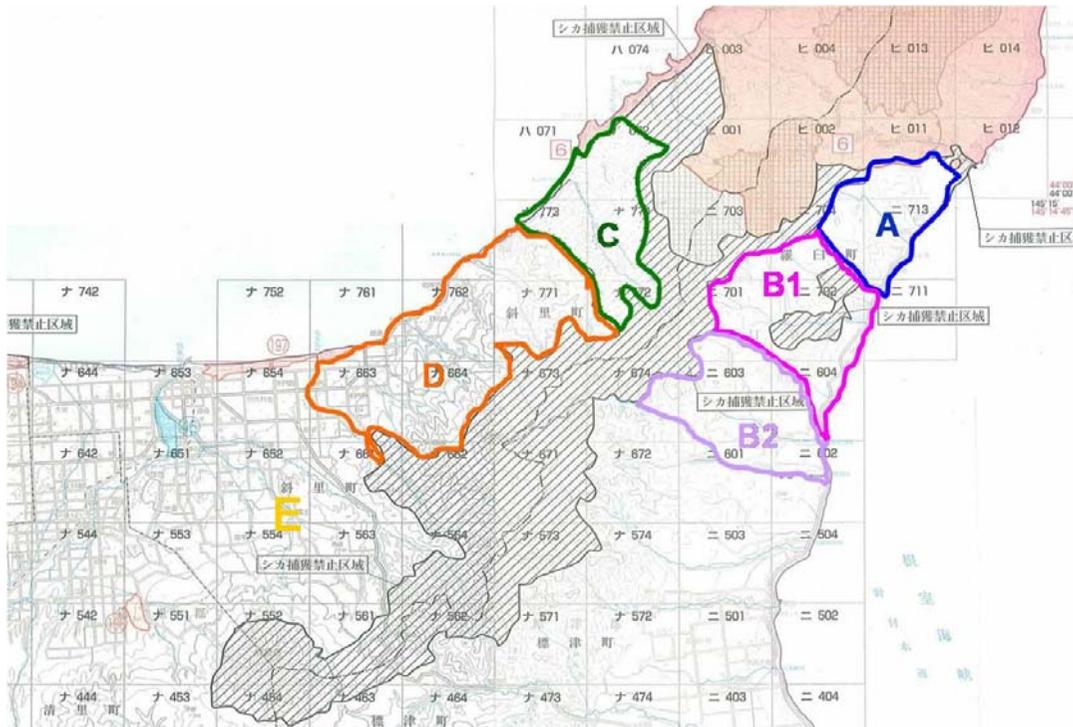
斜里町・羅臼町における エゾシカ可猟区

知床半島周辺地域において、希少猛禽類に配慮し捕獲効率向上を図るため、平成19年度試験的に導入した輪採制を継続する。

※試験捕獲(輪採制)の概要

エゾシカ可猟区を小ブロックに分けて、隣接するそれぞれの可猟期間を調整することにより捕獲効率の向上を図るシステム

- A地区**：知床半島エゾシカ保護管理計画（以下、「知床計画」という。）における「隣接地域」。海岸線に市街地があり、内陸側は山林に覆われた地域。当地区北東部のシカ捕獲禁止区域との境界線は、タチノウス川とする。
- B1地区**：知床計画における「隣接地域」。幌萌周辺の牧草地を含む。A地区との境界は精神川とする。2月は猛禽類に配慮して解禁しない。
- B2地区**：知床計画における「隣接地域」。峯浜周辺の牧草地を含む。B1地区との境界は民有地においてはポン陸志別川、国有林においては百番台と二百番台の林班の境とする。2月は猛禽類に配慮して解禁しない。
- C地区**：知床計画における「隣接地域」。平成18年度までシカ猟禁止だったが、平成19年度以降試験的に解禁している。オショコマナイ川以北のウトロ市街地、及び、種イモ生産地のウトロ高原農地を含む地域は除く。ほぼ全域山林。山側の境界線は、北部は世界遺産登録地の線であり、南部は「知床半島緑の回廊」の線となる。1月下旬以降は猛禽類に配慮して解禁しない。
- D地区**：C地区との境界は金山川。E地区との境界はオクシベツ川。北東部は山林であるが、南西部の平野や山麓部には農地が広がる。
- E地区**：オクシベツ川以西の斜里町全域。期間は10月24日～3月28日とする。



		羅臼町			斜里町		
		A	B1	B2	C	D	
10月	24～30	○	○	○	○	○	
	11月	10/31～6	×	○	○	×	○
		7～13	○	×	○	×	○
		14～20	○	○	×	○	○
12月	21～27	×	○	○	○	○	
	28～12/4	○	×	○	×	○	
	5～11	○	○	×	×	○	
	12～18	×	○	○	○	○	
1月	19～25	○	×	○	○	×	
	26～1/1	○	○	×	×	○	
	2～8	×	○	○	×	○	
	9～15	○	×	○	○	×	
2月	16～22	○	○	×	○	×	
	23～31	○	○	○	×	○	
	1～14	○	×	×	×	○	

○：可猟期間 ×：禁猟期間